

被扶養者（異動）届の説明

- この届出は次のいずれかに該当したとき事業主を経由し、5日以内に健康保険組合へ提出していただきます。
 - 扶養家族のある方が入社または転入したとき。
 - 結婚または出生等により扶養家族が生じたとき。
 - 被扶養者の就職、退職、死亡等により増減が生じたとき。
- 記入に際しての注意
 - ④の所属欄には、所属部店、関係会社、関連団体名を記入してください。任意継続被保険者の方はその旨を記入してください。
 - ⑥の資格取得年月日欄には、被保険者証に記載されている資格取得年月日を記入してください。
 - ⑦の標準報酬月額欄には、保険料が改定された月の給与明細に記載された金額を千円単位で記入してください。
 - ⑧の事業主からの報酬以外の収入（年額）欄には、利子、不動産収入など、その他の収入を含めた今年一年間の収入見込み総額（税引き前）を概算で記入してください。
 - ⑨区分欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 - ⑫の続柄欄には、妻、内縁の妻、長男、孫、実父、養母、弟、妻の母等具体的に記入してください。
 - ⑬の職業欄には、中学3年、大学1年、家庭教師、パート、家事手伝い、年金生活等「職業」の文字にこだわらず具体的に記入してください。
 - ⑭年収見込額の欄には、あなたに扶養される人の収入で、今後一年間の見込額を記入してください。
 - ⑮欄は、被保険者になると同時に届け出る場合は、被保険者の資格取得日を。その後の異動の場合は、対象者の誕生日、婚姻日、就職日等を、また、死亡の場合は「死亡した日の翌日」を記入してください。
 - ⑯欄には、「結婚」「離婚」「出生」「養子縁組」「退職」「就職」「死亡」等事実を具体的に記入してください。
 - ⑰欄には、被保険者から見た対象被扶養者の同居、別居の別を。また、別居の場合はその住所を記入してください。
 - ⑱の個人番号欄には、被扶養者を新たに加入させる場合にその対象者となる方の個人番号を記入してください。加入からはずす場合には個人番号の記入は不要です。
 - ⑲の備考欄には、喪失証明の発行依頼等健保組合への依頼事項や、連絡・補足事項をご記入下さい。
- 新たに被扶養者の届出をする場合、この届出書に添付して提出するもの。
 - 該当親族であることの証明**
 - 同居の場合は、被保険者世帯の住民票謄本
 - 別居の場合は、被扶養者世帯の住民票謄本と被保険者との続柄を証明する戸籍謄本
 - 生計維持関係の証明**
 - 被扶養者となる人が16歳以上の場合、学生は「在学証明書」、身体障害者は「身体障害者手帳」の写。それ以外の人は、収入がないこと、あるいは収入が基準以下であることの証明となる書類。（市区町村発行の所得証明書、就業先の給与明細書（写）等）
 - 各種年金、恩給等の受給者は、直近の「年金額改定通知書」又は、直近3ヶ月以内の「振込通知書」
 - 被扶養者となる人が退職したことによる本届出提出の場合は、離職票（1）、（2）の写または雇用保険受給資格者証の写し（表裏とも）
 - 別居の場合は、生計維持現況書及び被保険者からの生計費援助（送金等）を証明する書類（預金通帳等）

※その他、健康保険組合が必要と認める書類を提出いただくことがあります。
- 同時に提出する書類
 - 本人が出産し扶養する場合、あるいは認定されている被扶養者が出産した場合
・ 出産育児一時金（付加金）請求書又は出産育児一時金等内払金請求書
 - 被扶養者として認定されている家族が死亡した場合
・ 埋葬料・埋葬料付加金請求書

健康保険の被扶養者基準

主として被保険者の収入で生計を維持している3親等以内の下記の該当する親族。

1. 別居でも認められる親族の範囲

配偶者（内縁でも事実上婚姻と同様の場合を含む）、子、孫、被保険者の兄弟姉妹、父母、養父母、祖父母、曾祖父母。

2. 同居を条件に、かつ家計を共にする次の親族

被保険者の伯・叔父母、甥姪、曾孫とそれらの配偶者、被保険者の子・孫・兄弟姉妹の配偶者。被保険者の配偶者の連れ子、父母、養父母、祖父母、曾祖父母、伯・叔父母、兄弟姉妹、甥姪。

3. 収入と生計維持の関係

(1) <同居の場合>年間収入が130万円（60歳以上または障害年金受給要件該当者は180万円）未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であって、その過半を被保険者の家計に繰り入れ一緒に生活している。

(2) <別居の場合>上記1. に該当する親族で、年間収入が上記基準に該当し、かつ被保険者からその収入額を上回る援助を受け生計を維持している。なお、援助額は被保険者世帯の生計状態からみて継続的に可能と認められる額であること。